

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月15日（月）
午前10時～午前10時39分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委員 阿部 正義 委員 佐藤さやか
委員 佐藤 繁樹 委員 熊谷克彦
委員 長南 良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 中山 聖子
出席をした 健康福祉部次長兼 西坂 路子
者の職氏名 こども支援課長
保険年金課長 太田 英男
健康福祉部企画員兼 渡邊 幸恵
こども支援課長補佐
保険年金課長補佐 松原 美佳
こども支援課主幹兼 齋藤 寛樹
子育て支援係長
こども支援課主幹兼 佐藤 優太
保育係長
保険年金課主幹兼 小林 亜沙美
国民健康保険係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川 宏一
次長兼議会総務係長 川上 真理子
主 事 高橋 桃花

7 付議事件

- (1) 議案第55号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第56号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第57号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

午前10時 開会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第98号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第98号資料その2でお伺いいたします。1ページの、今回はいろいろ御説明いただきましたけれども、介護納付金課税額に関してお伺いいたします。今回、現行の所得割額が100分の2.5から100分の2.65という形が変わるというところですが、基本的には世帯別平等割額に関しても1万円に改訂されるということで、県内でも結構、一番高い水準になってくるかなというところで、どういった根拠でそのような形で決めたのか教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、国民健康保険係長。

○保険年金課国民健康保険係長（小林亜沙美） 今回、介護納付金課税額も含めての税率改正ということで、改正を検討するに当たり、令和7年9月1日の議員協議会でお示ししましたモデル世帯の平成30年度時点の1世帯当たりの年税額を超えないことを含めまして、最小限に抑えられるか検討したところです。基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額だけでは、令和9年度当初予算編成のための必要最低限の税込である7,200万円を確保しつつ平成

30年度の年税額を超えないように対応することが困難だったため、県から示されました市町村標準保険料（市町村算定方式）の参考値を考慮して、今回は介護分も含めて税率改正を図ったものとなっております。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 全体的に見て、介護納付金課税額だけに関してではないのですが、この介護納付金課税額においては県内でも一番高い水準となった根拠といますか、トータルで考えるのであれば、結局、モデルケースも結構いろいろあって、今回の改正により県内でもどの位置になってくるのかということ、もし捉えているのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 今回の改正分の中で、県内の中で高い水準というところではあるのですが、その水準というところではなく、やはり今回、平成30年度を超えないという部分、また被保険者の負担を最小限に抑えるという検討の中で、こちらの税率改正案を示させていただいたところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤さやか委員。

○委員（佐藤さやか） 今回のこの条例改正の全体に関してお伺いいたします。今回は税率改正ということで、将来的には広域保険になっていくということもあるかと思いますが、現時点での県からの話など、何か今お伺いできることがあればお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 現在、県で保険税率水準の統一化というところで、令和12年度を目標と定めて取り組んでいるところです。遅くとも令和15年度までを最終の完全目標ということで動いているところですが、現時点において統一後の税率の目安とか、その後の各市町村の保健事業の取扱い等についてはこれから検討というところがありまして、明確な答えについてはお示ししていないというところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 県からいろいろ示されているもの、そしてまた本市の人口であるとかその人数とかに関して、その税率を決めていく時期というか、結局それを想定して、令和8年度は7,200万円を確保していかないと間に合わな

いという計算をする、計算をするというか、予算立てするタイミングというのはいつ頃になるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 今回の令和8年度の税率改正のスケジュールという考え方でお答えさせていただきたいと思います。

令和6年度の決算状況というところがまず大事になってくると思います。出納整理期間が終わり、固まってからということになりますと、どうしても7月以降の検討ということで、今回に関しましては令和7年7月から同年8月までの期間内において、その決算状況、また令和8年度の事業計画を見据えた中で、どういった税率案がいいのかということで検討させていただいたところです。それをもちまして令和7年9月の議員協議会の御説明につながっているものです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 先ほど、県内でも税率が高くなっているということもあったと思いますが、今回の税率改正で、とにかく令和8年度の分を確保できるようにということでの税率改正だと思います。その後も人口の増であるとかそういうことも含めると、先のことですが、令和9年度のことに关しましても令和7年度の決算を基に組み立てて、令和8年7月ぐらいに検討していくという形で、大体スケジュール的にはそんな感じでいいのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 今回の改正については、基金残高と取崩し額の差額を考慮しながら、何とか令和9年度の当初予算の見込みが立てられるというところを検討した上での税率改正案となっております。ですので、令和8年度におきましては、令和10年度の当初予算編成がある程度見込めるというところの税率の確保の検討を含めた上で、令和8年度の中でその辺、税率改正が必要になるかというところも踏まえて、検討をこれから毎年度行っていく必要があるものと捉えているところです。

具体的なスケジュールに関しましては、その見込みがどういった部分で確保できるのかというところの算定時期がまだ明確ではありませんので、そちらについては流動するものと捉えているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 国民健康保険の運営の観点でお尋ねします。ただいまのお話とかいろいろ総合的に考えますと、毎年取崩しをしていくようになって、基金残高がもうなくなるということで、聞きようによっては、何か毎年毎年、改正が必要になる、値上げが必要になるという印象を受けました。一般的な運営というのは、ある程度、数年先を見越した運営というのが必要になってくると思うのですが、内部と申しまししょうか、国民健康保険運営協議会とか、ある程度見通しを持って、しっかりした経営基盤を持って運営するというのが望ましいかと思います。毎年毎年税率改正するかのよう印象を受けたものですか、毎年の値上げを前提にしたかのような運営をしていくのか、それとも数年先を見越した運営をしていくのか、そこら辺の考え方についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） まず、現在、国民健康保険の財政状況といたしますと、やはりどうしても実質単年度収支というところで令和4年度以降赤字が続いており、基金を取り崩しているという状況です。現行税率のまま基金の推移を見込みますと、どうしても今後の予算編成が困難ということで、今回の税率改正案を提案させていただいているところです。

現状としますと大変厳しい財政状況ということですので、今回の改正に伴って何か中期的な運営の維持というところが確保できるということではなく、ある程度令和9年度の予算編成の見込みが立てられるという内容となっていることから、引き続き毎年度において最新の財政状況を基に分析を行い、必要に応じて税率の見直しを図りながら、令和12年度の保険料水準の統一化という一つの目標に向けて、国民健康保険の運営維持に努めていきたいというところで捉えております。現時点で、まだ中期的な税率改正、そういったところには至っていないということです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 厳しい運営ということは理解させていただきました。令和12年度に国民健康保険税水準を統一することについて、県の考え方について示されていないということでした。多分、税率が統一化されるということですが、各市町村によって変わると思います。その統一に向けてのこれから

のことを想定しますと、まず基金残高がなくなつての値上げと、もしかしたら統一によつての値上げということも場合によっては出てくるのかなと思います。現時点で分からないということですが、できるだけ市民の負担が軽減されるよう県に対してお願いをする、そのような機会をつくっていただく考えはあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 確かに、委員御指摘の被保険者の負担というところは、今回の税率改正案も含めて最小限ということがありますので、今後検討というところで、各市町村のそれぞれの考え方とかを確認される機会がありますので、まず被保険者の負担を最小限に抑えるということでの統一化の計画というところは十分に想定していただくよう、県に機会を捉えてお伝えしていきたいと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今の答弁の中でも、今後、年度ごとに状況を見ながら、税率を考えていかななくてはいけないというところで、大変厳しい状況ではあると思います。市民の目線からすると、やはり毎年度こういった値上げが発生すると、本当に生活も大変になってくるというところにどうしても関わってきますし、我々議員としても、市民の方にどのように説明するのかというところにも関わってきます。本市は特別会計の中でどうにかやりくりをするという議員協議会での話もありましたけれども、ほかの自治体だと、例えば一般財源から繰り入れてという工夫をしている自治体も見受けられるところもあるので、そういった考えも踏まえていろいろ検討されて、今回の税率改正を考えたのか、教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（太田英男） 全国的に一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れという財政支援をしている市町村があることは、私どもでも捉えているところです。

ただ、一方で、やはり県内においてはそういった取組をしている自治体はないというところと、議員協議会でも御説明させていただいたとおり、やはり県からも、そういった一般会計からの繰入れはできるだけ差し控えるというか、

しないでいただきたいということが示されているところです。一般会計からと
いいますと、国民健康保険に加入していない方の市税が充当されるという形に
なりますので、そういった点からどうしてもやはり公平性の確保が難しいとい
うところで、今回の税率改正案に関しましては、そちらの検討までには至って
いないということです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結い
たします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた
します。

これより議案第98号 名取市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採
決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第98号は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第99号資料の第18条第2項、健康診断についてお伺
いします。次の議案第100号と議案第101号資料を見ると、ほかのところはこれ
が入っていないくて、議案第99号には入っているというところで、自分の調べた
ところで何でかなという部分があったので、単純な疑問で、今回これが入った
経緯等をもしつかんでいけば教えていただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 今回の条例改正は、家庭的保育
事業所の設備及び運営に関する基準の変更ですが、保育所の基準に関しまして

は県で行うものですので、今回の変更は、市で設備及び運営に関する基準を定める家庭的保育事業所の変更のみという形になっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 同じく議案第99号資料、第18条第2項でお伺いいたします。この改正に伴い、施設側の手続や業務に何か変更があるかどうか、また、保護者が行う手続などについて変更があるかをお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 今回は健康診断の基準についての変更だったのですが、入所に当たって行う健康診断について、保育所で母子手帳の提示を受けて確認を行うことによって簡略化ができるという内容になっておりましたので、保護者から同意をいただいて母子手帳を見せていただくという手続が増えるものと理解しております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 先ほどの質疑で、保護者側が行う手続に変更はないということでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案書33ページ、下の表にある乳幼児に対する健康診査について、今の第18条のところで「健康診断の一部又は全部を行わないことができる条件」というのは、母子手帳での確認により簡略化できるということです。具体的に何かその診断を簡略化するとか、条件というか、審査の中で、例えば母子手帳の裏の予防接種の回数とかそういうものを確認するだけで、それが何か要件に関わったりすることになるというわけではないのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 委員お見込みのとおり、今回はあくまでも保育所側での健康診断の実施に当たる内容の簡略化でしたので、定期接種とかそういったものに影響するものではないです。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 予防接種を子供たちに受けさせたくないという親が1割

から2割の間か、一定割合いると聞いているのですが、例えば保育所に入るときに、受けていないですねとチェックされるということはないのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 保育所への入所や定期健康診断に当たって、予防接種の受診の内容に関して影響はないところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案第99号資料に記載はないのですが、第18条を見ると、利用開始時の健康診断を受けなければならないということが規定されていると思いますが、今回追加される第18条第2項では、一部または全部を行わないことができる条件を追加するとなっています。ここでいう条件はどのようなことなのか、その内容をお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 条件は、議案書33ページの表に記載される健康診断等として、保健センター等で行う1歳8か月児や3歳6か月児の健康診査が義務化されているのですが、そこで行う健康診査の内容が、保育所の入所時または入所後の定期健康診断の内容と同様であると保育所側で認められる場合は、簡略化することができるという内容になっております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、第18条第1項で規定している1年に2回の定期健康診断を受けている実績があれば、それを提示することによって改めて受ける必要はないという意味でよろしいのですか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） その内容が保育所で認める健康診断の内容と同等と捉えることが保育所でできる場合は、受けなくても構わないという内容です。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第99号資料の第13条の内容によりますと、児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されたことによる改正ということで、虐待防止だと思うのですが、この法が制定されることによってこれからの業務的にはどのように変更が出るのか。今まで、この改正前はこうでした、第2項、第3項が制定されたことによって今後このような業務になりますということで、具体的なことについてお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 児童福祉法第33条第1項の中身に関しましては、今までどおり虐待の内容について規定したのになります。今回、第1項が増えた理由といたしましては、その下に第2項、第3項といたしまして、国で、虐待等が発生した場合の通報先、所管の庁、所管場所等を規定したために、項ずれを修正したのになります。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 児童福祉法において通報先とかが変わったということですが、市内の各施設等におかれまして、通報の在り方とか各施設に対する周知とか、その周知の在り方とか、虐待防止に関する指導等については、どのように法律改正に基づいて体制が変わってくるのか、周知徹底の仕方についてお尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 虐待防止に関する周知徹底ということで、市では保育所の所長等を集めての研修会議等の場がありますので、そちらで虐待防止の今回の内容や研修等については行っていくものです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案第99号資料の第13条、虐待等の禁止ということで、これまでこれがなくて困った虐待の事例があったのか、また、これがあることで抑制できる効果があるのか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 今までも保育所、保育士からのこういった対応は適切だったのか、不適切な対応ではなかったのかという相談

は何件かいただいております、令和6年に関しても6件ほどいただいているところ
です。今回の改正により、不適切な保育と申しますか、虐待に類するものでは
ないかという言動を把握した保育士等が市に通報する義務を負うことになるの
で、そういったところでは抑止につながるものと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結い
たします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた
します。

これより議案第99号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第99号は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いた
します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いた
します。

これより議案第100号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 先ほど伺ったように、これまで何か虐待に関するそういう相談であるとか、または、これはどうなのかという相談の件数というのを捉えていけばお伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） こちらの条例に関しても、先ほどの議案第99号と同じような施設が対象となっていることから、6件ほどですが報告はいただいています。その報告について、今回の条例改正によって抑止的な効果が発生して、より保育環境がよくなるものと捉えております。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 6件ということで、相談というか問合せがあったということだと思うのですが、これは明らかにという事件的なものはなかったと捉えてよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 委員お見込みのとおり、大きな事件等に発展したものはありませんでした。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 頂いている議案第109号資料を見ますと、法人の経歴だったり実績、また利用者の評価等について記載してありますけれども、特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわの人員体制とかというのはどのようになっているのか。分かる範囲内でもいいのですが、例えば男女の比率だったり年代別の人員だったりというところが分かれば教えてください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわ全体の男女比率であったりとか職員の人数に関しては、こちらでは捉えていないところです。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回、相互台児童センターを受託していただくということですが、相互台児童センターの指定管理スタートに当たってはどのぐらいの人員体制で予定されているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 法人全体といたしましては10名程度で、ただ、夏休みに関してはさらにそこに2名程度追加で配置することを想定した人数となっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回、市内4児童センターを運営されている特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわが指定管理者ということで上程されており、全体の人数は把握していないということです。例えば、子育て応援団ゆうわの中とか、指定管理とする各児童センターの中で、今、働き方改革でいろいろお

休みを取らなくてはいけないとかということで、人員の融通というか、そのようなことは許されているのか。多分、他のところをお願いするよりも、そういった意味で子育て応援団ゆうわに優位性があるのかなとも思うのですが、そのようなことも考慮に入っているのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 委員お見込みのとおり、例えば土曜日に営業を行っている児童センターもありますので、そこは子育て応援団ゆうわ内で人員の融通をきかせて運営していると聞いております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第109号資料の5、事業実績の中で最後のほう、利用者からの信頼も厚くということですが、児童の安全管理についてどのように取り組んでいるのかお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 安全管理に関しましては、児童の遊びの場に職員も常駐いたしますので、そういったところであったりとか、最近の熊出没の対策として門扉の部分等々、適切に取り組んでいただいているものと、モニタリングや保護者のアンケート等で把握しているところです。

○委員長（小野寺美穂） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわは増田児童センター、下増田児童センター、那智が丘児童センター、ゆりが丘児童センターの指定管理者ですが、例えば館長同士、職員同士が連絡を図りながらこのスケールを生かした取組とか、様々な事例について情報交換をとか行っているのか、お尋ねします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） まず、毎月、各児童センターの館長が集まったの会議を行っておりまして、その中に公立の館長と子育て応援団ゆうわ等の指定管理者、あとは委託先の館長も集まっているところです。

また、別途特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわでも、おのおの集まってイベントであったりとか会議の開催等、共有を行っている話は聞いております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 今回、相互台児童センターが委託から指定管理という形に変わるということで、ほかの児童センターも特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわが運営されているという話もありました。今回指定管理に変わることによって、いろいろヒアリングはされていると思いますが、特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわで相互台児童センターに関して考えていることとして特段変化があるのか、また、御要望があれば、そういう部分の御意見もお聞かせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 今回、委託から指定管理に変わるということに伴って、特段の要望というものはなかったものです。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） この頃、熊が結構頻繁に出没しているということもあって、そういう部分に関しての管理だったり、御要望だったりというのも様々あるのではないのかなと思って今聞きました。そういった不安という話も出ているのかなとは思っていたのですが、そういう部分も、もしあれば聞かせていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹） 熊の対応というところに関して相互台児童センターから、例えば、音を鳴らして熊を逃がしたりとかという対応をするときに、地域住民とどのようにやり取りをしたらいいのかとか、そういった御相談はあったところでした。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第98号から議案第101号まで及び議案第109号並びに議案第110号の6か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時39分 散会

令和7年12月15日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂